

石川民医連内施設間の業務支援にともなう交通費支払いについて

石川民医連人事部部長

標記の件は「旅費規定」に基づいて支給されることになっているが、施設によって計算方法等に差異があって混乱が生じている。そこで、交通費の支払いについて、計算方法や支払方法を定め徹底することとする。

1. 計算方法 交通費は、実際に利用した交通機関に要した費用を支給する。

① 自家用車の場合は、通勤手当のガソリン代計算方法を準用する。施設間の距離は下記の通りとする。有料道路を利用した場合は、ガソリン代に加えて利用料金を支給する。

② 自宅と支援施設の位置関係が、本人に支給されている通勤手当との関係で調整が必要な場合は、支援を受ける施設の事務長が支援者の了解の上で調整する。

2. 支払方法 交通費は支援を受けた施設が支払う。

① 定期支援は支援を受けた翌月の月初めに直接本人に支払う。定期支援の有料道路代金については、予めその利用について支援者と確認しておけば交通費に組込んで支給しても差し支えないものとする。その場合、領収書は不要とする。

② 臨時支援は、その都度支払うものとする。

この定めは、1998年10月1日より実施する。

(1) 片道の距離

	城北	寺井	健生	金リハ	けんろく	羽咋	小松	輪島
城北	※	30	7	8	5	48	40	120
寺井	30	※	25	20			13	
健生	7	25	※					
金沢リハ	8	20		※	8	53	20	125
けんろく	5			8	※			
羽咋	48			53		※		
小松みなみ	40	13		20			※	
輪島	120			125				※

(2) 往復ガソリン代 (150円計算)

	城北	寺井	健生	金リハ	けんろく	羽咋	小松	輪島
城北	※	900	210	240	150	1440	1200	3600
寺井	900	※	750	600			400	
健生	210	750	※					
金沢リハ	240	600		※	240	1590	600	3750
けんろく	150			240	※			
羽咋	1440			1590		※		
小松みなみ	1200	400		600			※	
輪島	3600			3750				※